平成25年11月1日より、大東市に市街化区域の開発許可等の権限が移譲されます！

大東市における**市街化区域**の以下の事務については、**平成２５年１１月１日以降**、大東市で行うことになりますので、ご注意願います。

○　都市計画法第29条の規定による開発許可及びこれに関連する事務
○　宅地造成等規制法第８条の規定による宅地造成許可及びこれに関連する事務

なお、市街化調整区域及び二つの市町村にまたがる区域における上記の事務は、引き続き大阪府において行います。

事務移譲に伴う申請等の事務取扱いの期日について

府で処理する申請書類等の提出期限を下記のとおりとしますので、あらかじめ御了承ください。
なお、以下の事務について、それぞれの期日の翌日以降に申請等を行うものについては、各市において処理することとなりますので、ご注意願います。

事前協議

○　原則として、平成２５年10月10日(木)までに府が受け付けた事前協議書については、府が処理します。

許可申請

○　原則として、以下の期日までに府が受け付けた申請書については府が審査し処理します。

・開発許可（変更許可を含む） ・宅造許可（変更許可を含む）	平成２５年10月10日（木）
・都市計画法第３７条第１号の建築承認申請 ・都市計画法第４５条の地位承継申請 ・都市計画法施行規則第60条申請 ・宅地造成等規制法施行規則第３０条の書面の交付	平成２５年10月17日（木）

完了検査

○　原則として、平成２５年10月21日（月）の現場検査日分まで府が処理します。

開発登録簿閲覧・交付

○　平成２５年10月31日（木）まで府において閲覧・交付事務を行います。

問合せ先
大阪府　建築部　建築指導室　審査指導課
開発許可グループ